

平成27年公認会計士試験受験案内

〈第Ⅱ回短答式試験及び短答式試験免除者等用〉

公認会計士・監査審査会

試験実施日程

受験願書配付及び受付期間

受験願書配付期間 (平日午前9時～午後5時)	受験願書受付期間	受験票発送時期
平成27年1月13日(火) ～平成27年2月20日(金)	平成27年2月6日(金) ～平成27年2月20日(金)	平成27年3月下旬 ～4月上旬

(注) 詳細については、P.3～P.6を参照して下さい。

受験願書配付場所 財務局理財課等及び公認会計士・監査審査会事務局

(P.11 7. 試験地、受験願書配付場所・提出先 参照)

受験願書提出方法 受験を希望する試験地を管轄する財務局理財課等（試験地が東京都の場合は、公認会計士試験関東事務局）あてに、必ず郵便局の窓口で簡易書留（又は書留）扱いにして郵送して下さい（所定の「受験願書提出用封筒」で提出して下さい。）。受験願書を直接持参しても受理できませんので、受付期間中に早めに郵送して下さい。

受験願書の受付は、郵便局の簡易書留（又は書留）扱いにて郵送されたものに限ります。

試験日程

区分	試験期日	着席時刻	試験時間	試験科目
第Ⅱ回 短答式試験	平成27年5月24日(日)	9:10	9:30～10:30	企業法
		11:10	11:30～12:30	管理会計論
		13:40	14:00～15:00	監査論
		15:40	16:00～18:00	財務会計論
論文式試験	平成27年8月21日(金)	10:10	10:30～12:30	監査論
		14:10	14:30～16:30	租税法
	平成27年8月22日(土)	10:10	10:30～12:30	会计学
		14:10	14:30～17:30	会计学
	平成27年8月23日(日)	10:10	10:30～12:30	企業法
		14:10	14:30～16:30	選択科目

第Ⅱ回短答式試験合格発表 平成27年6月19日(金)(予定)

論文式試験合格発表 平成27年11月13日(金)(予定)

(注) 天災その他のやむを得ない事情により、試験日時等について変更する場合には、別途官報に公告します。

目 次

1. 公認会計士試験の概要	1
2. 受験願書の配付	3
3. 受験願書の提出	4
4. 受験上の注意事項	7
5. 出願後の受験願書記載事項の変更	9
6. 合格発表	10
7. 試験地、受験願書配付場所・提出先	11
8. 試験免除等	12
9. 試験免除の申請手続	13
10. 免除申請書の添付書類・提出期限	14
11. 証明書の発行手続	19
12. 受験願書の記載例	20
13. 受験願書提出用封筒の記載例	22
14. 各種様式	23

1. 公認会計士試験の概要

(1) 目的及び方法

公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として、短答式及び論文式による筆記の方法により行います（公認会計士法第5条）。

公認会計士試験に合格した者は、公認会計士法の規定に従い、業務補助又は実務従事の期間が2年以上であり、かつ、実務補習を修了し、内閣総理大臣の確認を受けることで、公認会計士となる資格を有することとなります（公認会計士法第3条）。

短答式試験（マークシート方式）は、2回実施します。

(2) 試験科目

公認会計士試験短答式試験及び論文式試験（短答式試験合格者、旧公認会計士試験第2次試験合格者及び短答式試験の全科目を免除された者が受験できます。）は、公認会計士法に基づき、次の試験科目について実施します。

【短答式試験】

必須科目	財務会計論	管理会計論	監査論	企業法
------	-------	-------	-----	-----

【論文式試験】

必須科目	会計学 (財務会計論及び管理会計論)		監査論	企業法	租税法
選択科目 (1科目)	経営学	経済学	民法	統計学	

(3) 試験科目の分野及び範囲

各試験科目の分野及び範囲は、公認会計士試験規則（以下「試験規則」という。）等により、定められています。

なお、「平成27年公認会計士試験の出題範囲の要旨について」を公認会計士・監査審査会ウェブサイトに掲載しています。

（ウェブサイト <http://www.fsa.go.jp/cpaaob/index.html>）

【短答式試験及び論文式試験共通の試験科目】

① 会計学

・財務会計論

簿記、財務諸表論、企業等の外部の利害関係者の経済的意思決定に役立つ情報を提供することを目的とする会計の理論

・管理会計論

原価計算、企業等の内部の経営者の意思決定及び業績管理に役立つ情報を提供することを目的とする会計の理論

② 監査論

金融商品取引法及び会社法に基づく監査制度及び監査諸基準その他の監査理論

③ 企業法

会社法、商法（海商並びに手形及び小切手に関する部分を除く。）、金融商品取引法（企業内容等の開示に関する部分に限る。）、監査を受けるべきこととされる組合その他の組織に関する法

【論文式試験のみの試験科目】

④ 租税法

法人税法、所得税法、租税法総論及び消費税法、相続税法その他の租税法各論

⑤ 経営学（選択科目）

経営管理及び財務管理の基礎的理論

⑥ 経済学（選択科目）

ミクロ経済学、マクロ経済学その他の経済理論

⑦ 民法（選択科目）

民法典第1編から第3編を主とし、第4編及び第5編並びに関連する特別法を含む。

⑧ 統計学（選択科目）

記述統計及び推測統計の理論並びに金融工学の基礎的理論

（注）公認会計士・監査審査会の定めた公認会計士試験実施規則（以下「試験実施規則」という。）に基づき、論文式試験の「会計学」、「監査論」、「企業法」、「租税法」及び「民法」の試験は、試験用法令基準等を示して行います。受験時に配付する試験用法令基準等については、公認会計士・監査審査会ウェブサイトに掲載します。

（ウェブサイト <http://www.fsa.go.jp/cpaaoib/index.html>）

(4) 問題数及び配点

試験実施規則では、問題数及び配点は、以下のとおりとなっています。

	試験科目	試験時間	問題数	配点
短 答 式 試 験	財務会計論	120分	40問以内	200点
	管理会計論	60分	20問以内	100点
	監査論	60分	20問以内	100点
	企業法	60分	20問以内	100点
論 文 式 試 験	会計学	300分	大問5問	300点
	監査論	120分	大問2問	100点
	企業法	120分	大問2問	100点
	租税法	120分	大問2問	100点
	選択科目	120分	大問2問	100点

(5) 合格基準

試験実施規則では、合格基準は以下のとおりとなっています。

① 短答式試験

総点数の70％を基準として、公認会計士・監査審査会が相当と認めた得点比率とする。ただし、1科目につき、その満点の40％に満たないもののある者は、不合格とすることができる。

② 論文式試験

52％の得点比率を基準として、公認会計士・監査審査会が相当と認めた得点比率とする。ただし、1科目につき、その得点比率が40％に満たないもののある者は、不合格とすることができる。

論文式試験の採点格差の調整は、標準偏差により行う。

(注1) 試験の公平性の観点から、第Ⅰ回短答式試験と第Ⅱ回短答式試験の合格得点比率は、原則として同じとします。

(注2) 短答式試験又は論文式試験において免除を受けた試験科目がある場合は、当該免除科目を除いた他の科目の合計得点の比率によって合否が判定されます。

(6) 論文式試験の一部科目免除資格取得基準

試験科目のうちの一部の科目について、同一の回の公認会計士試験における公認会計士試験論文式試験合格者の平均得点比率を基準として、公認会計士・監査審査会が相当と認めた得点比率以上を得た者を一部科目免除資格取得者とします。

当該科目については、合格発表の日から起算して2年を経過する日までに行われる論文式試験において、申請により免除を受けることができます（公認会計士法第10条第2項）。

(7) 法令等の適用日

解答に当たり適用すべき法令等は、次のとおりです。

- ・ 第Ⅱ回短答式試験 平成27年4月1日現在施行（適用）のもの
- ・ 論文式試験 平成27年4月1日現在施行（適用）のもの

ただし、租税法については、平成27年1月1日現在施行のもの

2. 受験願書の配付

(1) 配付期間 平成27年1月13日（火）～平成27年2月20日（金）

（配付時間 平日午前9時～午後5時）

(注1) 配付期間外に受験願書の配付は行いません。

(注2) 受験願書の配付は1人1部に限ります。

(注3) 受験願書とあわせて「受験願書提出用封筒」及び「受験票返信用封筒」も配付します。

(2) 配付場所 財務局理財課等及び公認会計士・監査審査会事務局

(P.11 7. 試験地、受験願書配付場所・提出先 参照)

(3) 郵便で請求する場合

受験を希望する試験地を管轄する財務局理財課等（試験地が東京都の場合は、公認会計士試験関東事務局。郵便請求先：170-8691 日本郵便株式会社 東京豊島郵便局私書箱14号）あてに、以下の点に注意して請求して下さい（P.11 7. 試験地、受験願書配付場所・提出先 参照）。なお、請求用封筒は、平成27年2月5日（木）（必着）までに届くように郵送して下さい（期限厳守）。

① 封筒の表に「公認会計士試験 受験願書請求」と記載して下さい（「請求」には二重下線を引くこと。）。

② 上記封筒には、必ず次のものを同封して下さい（返信用封筒は上記①の封筒に入るように折り曲げ可。）。

イ 返信用封筒（受験願書返信用）

- ・ 角形2号（240mm×332mm、マチなし）の封筒に、205円分の郵便切手を貼って下さい。
- ・ あて先（受験願書送付先）の郵便番号・住所・氏名を明記して下さい。
- ・ 「折り曲げ厳禁」と朱書きして下さい。

ロ 氏名及び日中に連絡がとれる電話番号を記載した用紙（任意の様式で可。）

- ③ 受験願書の請求後、一定期間経過しても届かない場合は、郵便で請求を行った財務局理財課等（試験地が東京都の場合は、公認会計士試験関東事務局）までお問い合わせ下さい。

3. 受験願書の提出

(1) 受付期間 平成27年2月6日（金）～平成27年2月20日（金）（期限厳守）

（注1）受付期間最終日を過ぎて提出された受験願書は受理しません（2月20日（金）消印有効）。

（注2）第Ⅰ回短答式試験・第Ⅱ回短答式試験それぞれで受験願書が異なります。第Ⅰ回短答式試験用の受験願書では、第Ⅱ回短答式試験には出願できません。

（注3）短答式試験の全科目免除者（司法試験合格者等（P.14 10. 免除申請書の添付書類・提出期限）(1)①～④に該当する者））並びに「平成25年公認会計士試験」及び「平成26年公認会計士試験」における短答式試験の合格者並びに旧第2次試験合格者等の短答式試験みなし合格者は、この＜第Ⅱ回短答式試験及び短答式試験免除者等用＞の受験願書により出願して下さい。

（注4）平成27年第Ⅰ回短答式試験の合格者は、平成27年第Ⅱ回短答式試験の全科目免除者として出願することはできません。

また、平成27年第Ⅰ回短答式試験の合格者は、平成27年論文式試験受験に当たって、手続は必要ありません。平成27年第Ⅰ回短答式試験受験時の受験票は、平成27年論文式試験においても必要になりますので、大切に保管しておいて下さい。

(2) 提出先

受験願書（含む受験整理表）、受験願書（控）、写真票及び受験票に加え、免除資格を取得していることを証する書面のコピー（一部原本の場合あり）など、必要な書類を、受験を希望する試験地を管轄する財務局理財課等（試験地が東京都の場合は、公認会計士試験関東事務局）あてに提出して下さい（P.11 7. 試験地、受験願書配付場所・提出先 参照）。

(3) 提出方法

① 受験願書を提出する際は、所定の「受験願書提出用封筒」を使用して下さい。

（注）P.22 13. 受験願書提出用封筒の記載例 を参照して、必要事項を記入して下さい。

② 上記封筒には、受験願書とともに必ず所定の「受験票返信用封筒」に82円分の郵便切手を貼り、同封して下さい（「受験票返信用封筒」にあて先は記載しないで下さい。）。

③ 受験願書に不備がないかを再度確認して下さい（下記「(4)受験手数料」及び「(5)受験申し込み時の提出書類」についても再度確認して下さい。）。

④ 受験願書は、財務局理財課等に直接持参しても受理しません。受験を希望する試験地を管轄する財務局理財課等（試験地が東京都の場合は、公認会計士試験関東事務局）あてに、郵便局の窓口で必ず簡易書留（又は書留）扱いにして郵送して下さい。

⑤ 身体に障害がある者又は妊娠中の者等、受験時に特別な措置を希望する者は、原則として受験願書を提出する前に、公認会計士・監査審査会事務局総務試験室試験担当係に電話（03－5251－7295）で申し出て下さい。

(4) 受験手数料

19,500円分の収入印紙（公認会計士法施行令第6条）を、受験願書の所定の欄内に重ならないように貼って下さい（消印しないこと）。なお、納付された受験手数料は、受験しなかつ

た場合においても還付しません（公認会計士法第11条第2項）。

(5) 受験申し込み時の提出書類

書類名	作成上の注意事項等
受験願書	氏名及び生年月日は、戸籍上のものを記入して下さい。戸籍上のものを記入していない場合には、不正受験とみなされることがあります。 なお、記入する際は、P.20 12. 受験願書の記載例 を参照して下さい。
受験願書（控）	1. 受験願書と相違のないように記入して下さい。 2. 写真は同じものを2枚用意し、受験願書（控）と写真票に貼って下さい。
写真票	1. 必要事項を必ず記入して下さい。 2. 写真の裏面に氏名を記入の上、全面をのりづけして下さい。 3. 写真の規格 (1) 大きさは、縦 4.5cm ～ 5cm × 横 3.5cm ～ 4cm (2) 人物像がおおむね写真票中に点線で示した大きさのもの (3) 脱帽・正面向・上半身像で背景が無地のもの (4) 受験時に眼鏡を使用する場合は眼鏡をかけて撮影したもの (5) 白黒、カラーのいずれも可 (6) 最近3ヶ月以内に撮影したもの 上記の規格の一つでも合わないものや、不鮮明なもの、人物像が小さいもの、コピー用紙に印刷したもの等、受験用写真として不適当なものは受理しません。
受験票	必要事項を必ず記入して下さい（ 受験票の裏面にも住所等を記入すること。 ）。
受験票返信用封筒	所定の「受験票返信用封筒」を必ず同封して下さい（ 82円分の郵便切手を必ず貼り、あて先は記載しないこと。 ）。
【免除資格取得者等の場合】 免除通知書等のコピー（一部原本の場合あり）	次の区分に従い、免除資格を取得していること等を証する書面のコピー（ 白黒コピーに限る。 ）又は原本を添付して下さい。書面が添付されていない場合には、免除を受けることができません。なお、コピーはA4版として下さい（A4規格でないものは、A4用紙に貼付すること。）。 (1) 平成25年試験以降の短答式試験の合格者（P.12 8. 試験免除等 参照） 「公認会計士試験短答式試験合格通知書」のコピー (2) 平成25年試験以降の論文式試験の一部科目免除資格取得者（P.12 8. 試験免除等 参照） 「公認会計士試験論文式試験一部科目免除資格通知書」のコピー (注)「公認会計士試験論文式試験成績通知書」は、免除資格を取得していることを証する書面には該当しません。 (3) 旧公認会計士試験第2次試験合格者（P.12 8. 試験免除等 参照） 旧公認会計士試験第2次試験の「合格証書」のコピー (4) その他の免除資格取得者（P.13 9. 試験免除の申請手続 参照） 「公認会計士試験免除通知書」のコピー (5) 会計専門職大学院修了見込者（平成27年3月修了見込みの者）（P.16（注）以降参照） 「通知書（条件付免除通知書）」の原本 ・上記(2)(4)の場合 免除資格を取得している科目のうち、今回の試験で免除を受けずに「受験する科目」があるときは、添付する免除通知書等のコピーの「免除を受けられる科目」の中で、今回「受験する科目（免除を受けない科目）」を必ず二重線で抹消して下さい。 ・上記(3)の場合 免除資格を取得している科目のうち、今回の試験で免除を受けずに「受験する科目」があるときは、添付する合格証書のコピーの任意の箇所に「○○科目

については受験します」と必ず朱書きして下さい。

(注1) 短答式試験合格通知書・論文式試験一部科目免除資格通知書・免除通知書・旧第2次試験合格証書は、再発行できません。これらの書類を紛失した場合は、試験実施規則に基づき、各種「証明書」を発行しますので、当該証明書のコピーを受験願書に添付して下さい(P.19 11. 証明書の発行手続 参照)。

(注2) 受験願書に記載した氏名と上記(1)～(5)までの添付書類の氏名が異なる場合は、氏名が変更になったことを確認できる書類として戸籍抄本(コピー不可)を添付して下さい。

(注3) 上記(1)～(5)までの添付書類は、当該添付書類に記載されている日付が受験願書受付期間最終日(平成27年2月20日(金))までのものを有効とします。

(注1) 受験願書、受験手数料及び提出書類に不備があるものは受理しません。受験案内及びP.20 12. 受験願書の記載例をよく読み、誤りや漏れがないよう注意し、楷書で丁寧に記入して下さい。

(注2) 受験願書受理後、必要と認められる場合は、本人確認書類の提出を求めることがあります。本人確認書類が提出されない場合、又は提出された書類で本人確認ができない場合は、受験票を送付しません。

(注3) 受験願書等に記載等された個人情報、公認会計士試験の実施及び統計目的以外に使用しませんが、合格者の個人情報については、公認会計士となるための手続における本人確認のために日本公認会計士協会及び内閣総理大臣の認定する実務補習団体等へ提供するほか、当局による意識調査のためのアンケートに使用することがあります。

(注4) 転居等により、受験願書に記載した現住所が変更となる予定がある場合は、「住所等変更届出書」(P.25 様式第6号)に転居先・変更(予定)年月日を記入し、添付して下さい(受験番号欄は記入しないで下さい。)。転居の際は、必ず郵便局に転居届を提出して下さい。転居届を提出していない場合は、受験票が届かないことがあります。

(注5) 平成27年第Ⅱ回短答式試験の合格者は、平成27年論文式試験受験に当たって、手続は必要ありません。短答式試験受験時の受験票は、論文式試験においても必要になりますので、大切に保管しておいて下さい。受験票を紛失した場合は、受験願書を提出した財務局理財課等(試験地が東京都の場合は、公認会計士試験関東事務局)に申し出て下さい(P.11 7. 試験地、受験願書配付場所・提出先 参照)。

(6) 受験票の送付

原則として平成27年3月下旬～4月上旬に、財務局理財課等(試験地が東京都の場合は、公認会計士試験関東事務局)より受験票を送付する予定です。

(注) 会計専門職大学院修了見込者については、「修得・修了証明書」の提出を確認後、平成27年4月下旬に、公認会計士・監査審査会事務局より受験票を送付します(P.16 (注)以降参照)。

4. 受験上の注意事項

(1) 携行品

試験中は、以下に掲げるもの以外は、机上及び机の中に置かずに、全てかばん等の中にしまい、足元に置いて下さい。衣服のポケット等にも入れないで下さい。なお、かばん等は unnecessary なものを全て収納することができ、口が閉まるもの、床の上に置いてよいものとして下さい。指示に従わない場合は、不正受験とみなされることがあります。

なお、試験中、試験官が必要と認めた場合は、携行品の確認をすることがあります。

① 受験票

受験票を所持しない者の受験は認めません。試験中は試験官に見えるように机上に置いて下さい。

② 筆記用具

答案の筆記には次のものを使用して下さい。

【短答式試験】

黒鉛筆（B又はHB）及びプラスチック製消しゴム

（注）シャープペンシルの使用も認めますが、芯は黒のB又はHBとし、マークシートの欄に確実にマークして下さい。これらのもの以外でマークした答案は採点されません。なお、問題用紙に使用する場合にはのみ、蛍光ペン・色鉛筆・色付ボールペンの使用を認めますが、短答式試験において修正液・修正テープの使用は認めません。

【論文式試験】

ボールペン又は万年筆（いずれも黒インクに限る。消しゴム等でインクが消えるボールペンは使用不可。）及び修正液・修正テープ（白色のみ）

（注）黒鉛筆・シャープペンシル・プラスチック製消しゴムの使用も認めますが、黒インクのボールペン又は万年筆以外のもので記入した答案は採点されません。なお、問題用紙に使用する場合にはのみ、蛍光ペン・色鉛筆・色付ボールペンの使用を認めます。

③ その他

- ・ ふた付ペットボトル入り飲料（500ml以下のもの1本。アルミ缶は不可。）

（注）試験中の飲食は原則として禁止しますが、上記のものに限り、試験中机上に置いて飲むことを認めます。なお、ペットボトルカバーの使用は認めません。試験中、500mlより大きい容量のペットボトルを机上に置いている場合は、撤去されることがあります。

- ・ 耳栓

（注）試験中の耳栓の使用は認めますが、注意事項等の説明時の使用は認めません。耳栓の使用により注意事項等を聞き漏らした場合でも、再度の説明は行いません。

- ・ ホッチキス

- ・ 定規

- ・ 時計又はストップウォッチ

（注）計時機能のみを有するものに限ることとし、通信機能・撮影機能等を有するものの使用は禁止します。また、アラーム等の音（音階、音声等）を発する機能の使用は禁止します。

- ・ 算盤又は電卓（次頁の基準を満たすもの）1台

電卓の使用基準

電卓は、以下の①～⑤の基準の全てを満たすものに限りします。

なお、下記基準に適合するかどうかは、試験官が試験場においてこれを判定し、適合しないものについては、その使用が禁止されます。電卓の使用を禁止した場合、電卓は貸与しません。

- ① 電源内蔵式で、音（音階、音声等）を発しないこと
- ② 数値を表示する部分がおおむね水平であること
- ③ 外形寸法がおおむね20cm×20cm×5cmを超えないこと
- ④ 計算機能以外の機能を有しないこと
- ⑤ 以下に掲げる機能を有しないこと

イ プログラム入力・記憶機能

例えば、次に示すようなキーのあるものは、プログラム入力・記憶機能を有しているもので、試験場での使用を不可とします。

RUN EXE PRO PROG
COMP ENTER
P1 P2 P3 P4
PF1 PF2 PF3 PF4

ロ いわゆる関数電卓機能

例えば、次に掲げる機能は、いわゆる関数電卓機能に当たるものとし、試験場での使用を不可とします。

- ・ sin、cos、tan、log、べき乗、 Σ 、微積分、行列等の表示・計算機能
- ・ 金利計算機能

ハ 紙に記録する機能

ニ 漢字・カナ・英字入力機能

(注) 例えば、以下の機能は上記イ～ニの機能に該当しないため、試験場での使用は可とします。

- ・ GT、C、AC、MC、MR、M+、M-、RV、 $\sqrt{\quad}$ 、%
- ・ 税計算機能（税込、税抜計算ができる機能）
- ・ 日数計算機能（期間計算や期日計算ができる機能）
- ・ 時間計算機能（時・分・秒の加減乗除ができる機能）
- ・ 換算機能（通貨、単位など任意の換算レートを設定して換算できる機能）
- ・ カウンター付演算状態表示機能（入力件数の多い計算でも入力した数値の個数や演算状態の表示により計算過程の確認が一目でできる機能）
- ・ アンサーチェック（検算）機能（1回前の計算結果と答えを自動的に照合できる機能）
- ・ キーロールオーバー（早打ち）機能（先に押したキーを離す前に次のキーを押しても入力を受け付ける機能）
- ・ 計算続行機能（計算の中断で消えた画面を再表示する機能）
- ・ オートレビュー機能（自動的に計算過程の確認と訂正ができる機能）

(2) 注意事項

- ① 各科目の試験開始前に試験問題の配付、本人確認及び注意事項等の説明を行いますので、**試験開始時刻の20分前までに必ず着席して下さい。**なお、交通機関が、天候等の影響により遅延するおそれがありますので、試験当日は、時間に余裕をもって試験場に到着するようにして下さい。
- ② 節電対策や空調設備等により着席位置によっては寒暖の差が生じる可能性がありますので、服装には十分注意して下さい。
- ③ 試験時間中に日常生活騒音等（試験官の巡回による足音・監督業務上必要な打合せ等・航空機・自動車・風雨・空調の音、照明の点滅、周囲の受験者の咳・くしゃみ・鼻をすする音など）が発生した場合でも救済措置は行いません。

なお、風邪気味等により、咳・くしゃみ等のおそれのある受験者は、マスクを着用するなど、周囲の受験者に迷惑をかけないように注意して下さい。

- ④ 試験時間が120分以上の科目は、試験開始60分経過後から試験終了10分前までの間は、答案用紙を提出した上で中途退室することができます（ただし、試験時間が60分間の科目は、中途退室はできません。また、災害等により試験開始時刻を変更する試験地が発生した場合などには中途退出できないことがあります。）。なお、退室する際は、必ず挙手し、トイレ等による一時離席でないことを明示の上、試験官の指示に従って下さい。
- ⑤ 試験問題及び試験用法令基準等は、試験終了後に持ち帰ることを認めます（**短答式試験及び論文式試験ともに、中途退室時の持ち帰りは認めません。**）。
- ⑥ 着席時刻以降は、試験官の指示に従って下さい。試験中においても、試験官が必要と認めた場合は、携行品等の確認を求めることがあります。試験官の指示に従わない場合は、不正受験とみなされることがあります。
- ⑦ **試験問題及び答案用紙は必ず机の上に置いて下さい。**机の上に置かず椅子や机の下等に置いた場合には、不正受験とみなされることがあります。
- ⑧ **携帯電話等の通信機器の使用はできません。**必ず電源を切って下さい。携帯電話等を時計として使用することも禁止します。試験中に携帯電話等の着信音が鳴った場合は、不正受験とみなされることがあります。携帯電話等の取扱いについては、試験官の指示に従って下さい。
- ⑨ 周囲に迷惑をかけるなど、適正な試験の実施に支障を来す行為を行った場合には、不正受験とみなされることがあります。
- ⑩ 不正受験については、次のような処分が行われることがあります（公認会計士法第13条の2）。
- イ 合格決定の取消又は受験の禁止
- ロ 上記イの処分を受けた者に対する3年以内の受験の禁止

5. 出願後の受験願書記載事項の変更

(1) 氏名、住所、連絡先の変更

- ・変更があった場合には速やかに、受験願書提出先の財務局理財課等（**試験地が東京都の場合は、公認会計士試験関東事務局**）あてに「住所等変更届出書」（P.25 **様式第6号**）を提出して下さい（P.11 **7. 試験地、受験願書配付場所・提出先** 参照）。
- ・変更届出書には、受験局、受験番号、氏名（ふりがな）、生年月日を明記の上、変更のあった事項を記入して下さい（住所に変更があった場合、変更後の「郵便番号」、「連絡先」も必ず記入して下さい。）。
- ・変更（予定）年月日も必ず記入して下さい。
- ・氏名に変更があった場合は、必ず戸籍抄本（コピー不可）を添付して下さい。
- ・住所に変更があった場合は、必ず郵便局に転居届を提出して下さい。

(2) 選択科目の変更

選択科目の変更は認めません。

(3) 受験局の変更

受験局の変更は認めません。

(4) 受験願書の取下げ

提出された受験願書の取下げは認めません。

6. 合格発表

合格発表においては、試験規則に基づき、次のとおり官報に公告し、また、合格通知書等を送付するほか、各財務局等での掲示や、公認会計士・監査審査会ウェブサイトへの掲載を行います。

(1) 発表予定日

〔第Ⅱ回短答式試験〕

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 掲示・インターネット | 平成27年6月19日（金） |
| ② 官報公告 | 平成27年6月24日（水） |
| ③ 郵送（合格通知書） | 平成27年7月上旬頃 |

〔論文式試験〕

- | | |
|------------------|----------------|
| ① 掲示・インターネット | 平成27年11月13日（金） |
| ② 官報公告 | 平成27年11月18日（水） |
| ③ 郵送（合格証書・各種通知書） | 平成27年11月下旬頃 |

(2) 発表方法

短答式試験合格者	（掲 示）各財務局等において「受験番号」を掲示 （インターネット）公認会計士・監査審査会ウェブサイト「受験番号」を掲載 （官 報）「受験番号」を公告 （合格通知書）合格者に「合格通知書」を郵送
論文式試験合格者	（掲 示）各財務局等において「受験番号」及び「氏名」を掲示 （インターネット）公認会計士・監査審査会ウェブサイト「受験番号」を掲載 （官 報）「受験番号」及び「氏名」を公告 （合 格 証 書）合格者に「合格証書」を郵送
論文式試験 一部科目免除資格 取得者	（インターネット）公認会計士・監査審査会ウェブサイト「受験番号」を掲載 （通 知 書）該当者に「論文式試験一部科目免除資格通知書」を郵送
論文式試験受験者	（通 知 書）「論文式試験成績通知書」を郵送

（注）電話による可否の問い合わせには一切応じません。

7. 試験地、受験願書配付場所・提出先

試験地	受験願書配付場所・提出先	郵便番号	所在地／ウェブサイト	連絡先
北海道	北海道財務局理財課	060-8579	札幌市北区北8条西2 http://hokkaido.mof.go.jp/	011-709-2311
宮城県	東北財務局理財課	980-8436	仙台市青葉区本町3-3-1 http://tohoku.mof.go.jp/	022-263-1111
東京都	郵便請求・提出先	170-8691	日本郵便株式会社 東京豊島郵便局 私書箱14号	03-5764-1462
	受験願書配付場所 ※郵便請求・提出先ではありません。	100-8905	東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館2F（ロビー） http://www.fsa.go.jp/cpaob/index.html	03-5251-7295
		330-9716	さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館15F http://kantou.mof.go.jp/	048-600-1117
石川県	北陸財務局理財課	921-8508	金沢市新神田4-3-10 http://hokuriku.mof.go.jp/	076-292-7851
愛知県	東海財務局理財課	460-8521	名古屋市中区三の丸3-3-1 http://tokai.mof.go.jp/	052-951-1790
大阪府	近畿財務局理財第1課	540-8550	大阪府中央区大手前4-1-76 http://kinki.mof.go.jp/	06-6949-6366
広島県	中国財務局理財課	730-8520	広島市中区上八丁堀6-30 http://chugoku.mof.go.jp/	082-221-9221
香川県	四国財務局理財課	760-8550	高松市中野町26-1 http://shikoku.mof.go.jp/	087-831-2131
福岡県	福岡財務支局理財課	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1 http://fukuoka.mof.go.jp/	092-411-7281
熊本県	九州財務局理財課	860-8585	熊本市西区春日2-10-1 http://kyusyu.mof.go.jp/	096-353-6351
沖縄県	沖縄総合事務局理財課	900-8530	那覇市おもろまち2-1-1 http://www.ogb.go.jp/zaimu/index.html	098-866-0092

（注1）東京都を試験地とする受験者の受験願書の郵便請求及び受験願書の提出並びにこれらに関連する照会先は、公認会計士試験関東事務局となりますので、標記送付先、連絡先をよく確認の上、間違えることのないようご注意ください。

また、公認会計士・監査審査会事務局、関東財務局理財第1課においては、受験願書の窓口配付は行いますが、郵便請求による受験願書の配付及び受験願書の受付は行いません。

（注2）受験願書の配付を郵便で請求する場合は、各財務局等の「局名」（例：「近畿財務局」）だけでなく、必ず「担当課名」（例：「理財第1課」）までを請求先として記載して下さい。

（注3）試験場については、試験期日の約1か月前に、試験規則に基づき官報で公告するとともに、公認会計士・監査審査会ウェブサイトで公表します。同一試験地に複数の試験場がある場合、各財務局等より試験場を通知しますが、試験場を間違えると受験できませんので、必ず試験前に確認して下さい。試験場の変更は認めません。

8. 試験免除等

公認会計士法の規定に基づく試験免除等については、次の区分により免除申請等を行って下さい。

(1) 試験免除等の区分

- ① 平成25年試験以降の短答式試験の合格者に対する免除
- ② 平成25年試験以降の論文式試験の一部科目免除資格取得者に対する科目免除
- ③ 旧公認会計士試験第2次試験合格者に対する免除等（経過措置）
- ④ その他の免除資格取得者に対する免除

(2) 申請方法

	免除等の該当者	免除等の内容	申請方法																		
①	平成25年試験以降の 短答式試験の合格者	【短答式試験の免除（2年間）】 合格した短答式試験に係る合格発表の日から起算して2年を経過する日までに 行われる短答式試験が免除されます（例えば、平成25年第Ⅰ回短答式試験の合格者は、「平成26年公認会計士試験」及び「平成27年公認会計士試験」における短答式試験が免除の対象になります。）。	受験願書の提出の際、 「公認会計士試験短答式試験合格通知書」のコピーを添付して免除申請を行います。 ※「公認会計士試験免除申請書」による免除申請の手続は不要です。																		
②	平成25年試験以降の 論文式試験の一部科目免除資格取得者	【論文式試験における当該科目の免除（2年間）】 一部科目免除資格を取得した論文式試験に係る合格発表の日から起算して2年を経過する日までに 行われる論文式試験における当該科目が免除されます。	受験願書の提出の際、 「公認会計士試験論文式試験一部科目免除資格通知書」のコピーを添付して免除申請を行います。 ※「公認会計士試験免除申請書」による免除申請の手続は不要です。																		
③	旧公認会計士試験第2次試験合格者	【短答式試験のみなし合格】 短答式試験に合格した者とみなされます。 【論文式試験の科目免除】 旧公認会計士試験第2次試験の論文式試験において受験した科目が免除されます。 ※受験した試験科目の区分に応じ、以下のとおり試験科目の免除を受けることができます。 <table><tr><td>受験した科目</td><td>⇒</td><td>免除科目</td></tr><tr><td>会計学</td><td>⇒</td><td>会計学</td></tr><tr><td>商 法</td><td>⇒</td><td>企業法</td></tr><tr><td>経営学</td><td>⇒</td><td>経営学</td></tr><tr><td>経済学</td><td>⇒</td><td>経済学</td></tr><tr><td>民 法</td><td>⇒</td><td>民 法</td></tr></table>	受験した科目	⇒	免除科目	会計学	⇒	会計学	商 法	⇒	企業法	経営学	⇒	経営学	経済学	⇒	経済学	民 法	⇒	民 法	受験願書の提出の際、 旧公認会計士試験第2次試験の「合格証書」のコピーを添付して免除申請を行います。 ※原則として「公認会計士試験免除申請書」による免除申請の手続は不要です。 ただし、旧公認会計士試験第2次試験の論文式試験において免除を受けた科目がある場合は、当該科目について、「公認会計士試験免除申請書」(P.23 様式第1号)による再度の免除申請が必要です。 (P.18 ⑪参照)
受験した科目	⇒	免除科目																			
会計学	⇒	会計学																			
商 法	⇒	企業法																			
経営学	⇒	経営学																			
経済学	⇒	経済学																			
民 法	⇒	民 法																			
④	その他の免除資格取得者	【短答式試験の全部免除】 【短答式試験の一部科目免除】 【論文式試験の一部科目免除】	P.13 9. 試験免除の申請手続 及び P.14 10. 免除申請書の添付書類・提出期限 参照																		

9. 試験免除の申請手続

(1) 免除申請書による申請手続

「短答式試験合格、論文式試験一部科目免除資格取得又は旧公認会計士試験第2次試験合格」以外の事由に基づいて、試験の一部科目免除等を受けようとする者（P.12 **8. 試験免除等** (2) ④参照）は、免除申請書提出期限前に、以下の手続により、「公認会計士試験免除申請書」（P.23 **様式第1号**）による免除申請を済ませておくことが必要です。

平成18年以降に免除手続が済んでいる場合は、免除手続は不要ですが、旧公認会計士試験制度のもとで平成17年以前に免除を受けている場合は、再度の免除申請が必要になります（公認会計士・監査審査会事務局総務試験室試験担当係に照会して下さい。）。

申請書送付先	公認会計士・監査審査会事務局総務試験室試験担当係 〒100-8905 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館 (03-5251-7295)
提出方法	(1) 封筒の表に「公認会計士試験 免除申請書在中」と朱書きして下さい。 (2) 上記封筒には、必ず次の返信用封筒を同封して下さい。 ・大きさは、おおむね12cm×23cm（長形3号） ・82円分の郵便切手を貼って下さい。なお、簡易書留等による郵送を希望する場合には、必要金額分の郵便切手を貼り、「簡易書留」等と明記して下さい。 ・あて先（申請者）の郵便番号・住所・氏名を明記して下さい。 (3) 公認会計士・監査審査会事務局総務試験室試験担当係あてに郵送して下さい（簡易書留（又は書留）に限ります。）。
提出期限	申請の種類ごとに、提出期限が異なります。詳細は、P.14 10. 免除申請書の添付書類・提出期限 を参照して下さい。 免除申請は、随時受け付けています。 ただし、審査に時間を要するものもありますので、平成27年第Ⅱ回短答式試験の全部免除又は一部免除を受けようとする者は、 免除申請書提出期限までに 免除申請書による 免除申請の手続を行って下さい 。
提出書類	(1) 公認会計士試験免除申請書 ・P.23 14. 各種様式 の記載例を参考に、必要事項を記入して下さい（旧司法試験第2次試験合格者は、免除申請書の様式に注意して下さい（P.23 下段参照）。） ・免除申請書には日中に連絡が取れる電話番号を記入して下さい。 (2) 添付書類として免除を受ける資格を有することを証する書面 ・詳細は、P.14 10. 免除申請書の添付書類・提出期限 を参照して下さい。 ・コピーの提出が認められた場合を除き、書類は原本を添付して下さい。 ・封入された証明書等は、事前に開封し、記載事項を確認した上で提出して下さい。

（注1）免除申請書に必要な書類が添付されていない場合には、免除通知書の発送が受験願書提出期限に間に合わない場合があります。

（注2）他の国家試験の合格証書等のコピーが添付された免除申請書に関しては、当該試験の実施機関に照会する場合があります。

(2) 免除通知書の交付

免除申請書による申請に基づく審査の結果、免除を認めることとした者に対しては、免除通知書を交付します。

なお、審査結果を通知した後においては、**免除申請書及び添付書類は返却しません**。

（注1）免除通知書は、出願の際、添付書類としてそのコピーを提出する必要があります。

（注2）受験願書の「**⑮その他の免除通知書番号**」に、上記の免除通知書の番号を記入して下さい。

(注3) 免除通知書をお持ちの方は、改めて免除申請を行う必要はありません。

(注4) 免除通知書は再発行できません。紛失された場合は、免除証明書を発行します (P.19

11. 証明書の発行手続 参照)。

10. 免除申請書の添付書類・提出期限

(1) 短答式試験の全部免除

免除申請により、次の①～④のいずれかに該当する者と認められた場合には、短答式試験の全部免除に係る免除通知書の交付を受けることができます。

該当する免除一覧

	短答式試験の免除該当者	添付書類	免除申請書 提出期限
①	大学等において3年以上商学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあった者又は商学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者	【教授等の場合】 ①在職（在籍）証明書（3年以上の在職が明らかになるもの） ②講義概要（講義要領、シラバス、教材等のほか授業報告書など在职3年間の講義の内容が明らかになるもの） ③時間割表（在职3年間） ④学歴及び経歴書 ⑤研究業績一覧 等	平成27年 1月19日（月）
②	大学等において3年以上法律学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあった者又は法律学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者	【博士号の場合】 ①学歴及び経歴書 ②研究業績一覧 ③博士課程在籍及び成績証明書 ④博士学位論文（コピー可） ⑤博士学位授与証明書 ⑥博士学位審査報告書 等	
③	高等試験本試験合格者	【高等試験（司法科）の場合】 法務省発行の合格証明書 【高等試験（行政科）の場合】 内閣府発行の合格証明書	平成27年 2月5日（木）
④	司法試験合格者及び旧司法試験第2次試験合格者	法務省発行の合格証明書	

(2) 短答式試験の一部科目免除

免除申請により、次の①～③のいずれかに該当する者と認められた場合には、短答式試験の次の科目に係る免除通知書の交付を受けることができます。

該当する免除一覧

	科目免除の該当者	免除科目	添付書類	免除申請書提出期限
①	税理士となる資格を有する者、又は税理士試験の試験科目のうち簿記論及び財務諸表論の2科目について基準（満点の60パーセント）以上の成績を得た者（基準以上の成績を得たものとみなされる者を含む。）	財務会計論	【税理士となる資格を有する者】 ①日本税理士会連合会発行の「登録事項証明書」 ②国税審議会発行の「合格証書（コピー）」等、税理士となる資格を有することを証する書面 ※①及び②の両方とも提出して下さい。なお、税理士登録を受けていない者は、公認会計士・監査審査会事務局総務試験室試験担当係に照会して下さい。 【税理士試験における一定の成績取得者】 国税審議会発行の「税理士試験等結果通知書（コピー）」等、簿記論及び財務諸表論の2科目について基準以上の成績を得たことを証する書面	平成27年 2月5日（木）
②	会計専門職大学院において、 （i）簿記、財務諸表その他の財務会計に属する科目に関する研究 （ii）原価計算その他の管理会計に属する科目に関する研究 （iii）監査論その他の監査に属する科目に関する研究 により、上記（i）に規定する科目を10単位以上、（ii）及び（iii）に規定する科目をそれぞれ6単位以上履修し、かつ、上記（i）から（iii）の各号に規定する科目を合計で28単位以上履修した上で修士（専門職）の学位を授与された者	財務会計論、管理会計論及び監査論	修得・修了証明書 （履修科目に関して講義の内容などが分かる書類の提出を求め場合があります。） なお、平成27年3月をもって、修士（専門職）の学位の取得が見込まれる者は、P.16（注）のとおり2段階の証明書の提出が必要になります。	
③	金融商品取引法に規定する上場会社等、会社法に規定する大会社、国、地方公共団体その他の内閣府令で定める法人において会計又は監査に関する事務又は業務に従事した期間が通算して7年以上である者	財務会計論	①在職証明書（在職期間、担当部署名等を詳細に記入して下さい。） ②業務分掌規程（左の事務又は業務に従事した期間全てに係るもの） ③従事した事務又は業務の内容が分かる書類 ④会社案内 ⑤従事した期間において監査を受けていることが分かる書類（左の事務又は業務に従事した7年間分の監査証明書（コピー））等 ※①及び③には会社の社印による押印が必要です。	平成27年 1月19日（月）

(注) 会計専門職大学院修了見込者の免除申請手続について

平成27年3月をもって、修士（専門職）の学位の取得が見込まれる者は、次のとおり2段階の免除申請手続が必要になります。

免除申請期限	修得・修了証明書 提出期限（必着）	受験票・免除通知書発送時期
平成27年2月5日（木）	平成27年4月15日（水）	平成27年4月下旬

① 1回目の手続

免除申請書に、会計専門職大学院発行の「修得・修了見込証明書（原本）」を添付し、返信用封筒（申請者の郵便番号・住所・氏名を明記し、82円分の郵便切手を貼付した長形3号のもの。なお、簡易書留等による郵送を希望する場合には、必要金額分の郵便切手を貼り、「簡易書留」等と明記して下さい。）を同封の上、**上記申請期限までに公認会計士・監査審査会事務局総務試験室試験担当係**あてに送付して下さい（公認会計士・監査審査会事務局より「通知書（条件付免除通知書）」が交付されます。）。

② 受験願書の提出

受験願書の「⑮その他の免除通知書番号」に上記の「通知書（条件付免除通知書）」の通知番号を記入し、**当該通知書原本**を添付の上、受験を希望する試験地を管轄する財務局理財課等（**試験地が東京都の場合は、公認会計士試験関東事務局**）あてに郵送して下さい（P.11 **7. 試験地、受験願書配付場所・提出先** 参照）。

③ 2回目の手続

学位を取得した後、上記提出期限までに、会計専門職大学院発行の「修得・修了証明書（原本）」を、返信用封筒（申請者の郵便番号・住所・氏名を明記し、82円分の郵便切手を貼付した長形3号のもの。なお、簡易書留等による郵送を希望する場合には、必要金額分の郵便切手を貼り、「簡易書留」等と明記して下さい。）を同封の上、**公認会計士・監査審査会事務局総務試験室試験担当係**あてに送付して下さい。

上記期限までに修得・修了証明書の提出がない場合には、平成27年第Ⅱ回短答式試験は、免除科目なしの受験となります。

④ 受験票及び免除通知書の交付

公認会計士・監査審査会事務局より、受験票及び免除通知書を送付します。

(3) 論文式試験の一部科目免除

免除申請により次の①～⑩のいずれかに該当する者と認められた場合には、論文式試験の次の科目に係る免除通知書の交付を受けることができます。

該当する免除一覧

	科目免除の該当者	免除科目	添付書類	免除申請書 提出期限
①	大学等において3年以上商学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあった者又は商学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者	会計学 及び 経営学	【教授等の場合】 ①在職（在籍）証明書（3年以上の在職が明らかになるもの） ②講義概要（講義要領、シラバス、教材等のほか授業報告書など在职3年間の講義の内容が明らかになるもの） ③時間割表（在職3年間） ④学歴及び経歴書 ⑤研究業績一覧 等	平成27年 1月19日（月）
②	大学等において3年以上法律学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあった者又は法律学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者	企業法 及び 民法	【博士号の場合】 ①学歴及び経歴書 ②研究業績一覧 ③博士課程在籍及び成績証明書 ④博士学位論文（コピー可） ⑤博士学位授与証明書 ⑥博士学位審査報告書 等	
③	高等試験本試験合格者	高等試験本試験において受験した科目（当該科目が商法である場合は、企業法）	【高等試験（司法科）の場合】 法務省発行の合格証明書 【高等試験（行政科）の場合】 内閣府発行の合格証明書	平成27年 2月5日（木）
④	司法試験合格者	企業法 及び 民法		
⑤	旧司法試験第2次試験合格者	旧司法試験の第2次試験において受験した科目（受験した科目が商法又は会計学である場合は、企業法又は会計学）	法務省発行の合格証明書	
⑥	大学等において3年以上経済学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあった者又は経済学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者	経済学	【教授等の場合】 ①在職（在籍）証明書（3年以上の在職が明らかになるもの） ②講義概要（講義要領、シラバス、教材等のほか授業報告書など在职3年間の講義の内容が明らかになるもの） ③時間割表（在職3年間） ④学歴及び経歴書 ⑤研究業績一覧 等 【博士号の場合】 ①学歴及び経歴書 ②研究業績一覧 ③博士課程在籍及び成績証明書 ④博士学位論文（コピー可） ⑤博士学位授与証明書 ⑥博士学位審査報告書 等	平成27年 1月19日（月）

⑦	不動産鑑定士試験合格者及び旧鑑定評価法の規定による不動産鑑定士試験第2次試験合格者	経済学又は民法	国土交通省発行の合格証明書	
⑧	税理士となる資格を有する者	租税法	①日本税理士会連合会発行の「登録事項証明書」 ②国税審議会発行の「合格証書（コピー）」等、税理士となる資格を有することを証する書面 ※①及び②の両方とも提出して下さい。なお、税理士登録を受けていない者は、公認会計士・監査審査会事務局総務試験室試験担当係に照会して下さい。	平成27年 2月5日（木）
⑨	企業会計の基準の設定、原価計算の統一その他の企業会計制度の整備改善に関する事務又は業務に従事した者で会計学に関し公認会計士となろうとする者に必要な学識及び応用能力を有すると公認会計士・監査審査会が認定した者	会計学	公認会計士・監査審査会事務局総務試験室試験担当係に照会して下さい。	平成27年 1月19日（月）
⑩	監査基準の設定その他の監査制度の整備改善に関する事務又は業務に従事した者で監査論に関し公認会計士となろうとする者に必要な学識及び応用能力を有すると公認会計士・監査審査会が認定した者	監査論		

次のとおり、旧公認会計士試験第2次試験の論文式試験において免除を受けた科目がある場合は、当該科目について、再度の免除申請が必要です。

	科目免除の該当者	免除科目	添付書類	免除申請書提出期限																		
⑪	旧公認会計士試験第2次試験論文式試験において、免除を受けた科目がある者	旧第2次試験論文式試験で免除を受けた科目は試験科目の区分に応じ、次表の右に掲げる科目を免除 <table><tr><th>免除を受けた科目</th><th>⇒</th><th>免除科目</th></tr><tr><td>会計学</td><td>⇒</td><td>会計学</td></tr><tr><td>商 法</td><td>⇒</td><td>企業法</td></tr><tr><td>経営学</td><td>⇒</td><td>経営学</td></tr><tr><td>経済学</td><td>⇒</td><td>経済学</td></tr><tr><td>民 法</td><td>⇒</td><td>民 法</td></tr></table>	免除を受けた科目	⇒	免除科目	会計学	⇒	会計学	商 法	⇒	企業法	経営学	⇒	経営学	経済学	⇒	経済学	民 法	⇒	民 法	旧公認会計士試験第2次試験「合格証書」のコピー及び平成17年以前に交付を受けた「公認会計士第2次試験免除通知書」又は「公認会計士第2次試験免除確認（認定）通知書」	平成27年 2月5日（木）
免除を受けた科目	⇒	免除科目																				
会計学	⇒	会計学																				
商 法	⇒	企業法																				
経営学	⇒	経営学																				
経済学	⇒	経済学																				
民 法	⇒	民 法																				

※全科目免除者の取扱いについて

例えば、旧第2次試験合格者が監査論の一部免除資格を得た後、さらに租税法の免除を受け、受験する科目がなくなった場合は、試験科目の全部について免除を受けることが可能となります。

この場合、監査論の免除を受けるためには、受験願書を提出し、論文式試験一部科目免除資格通知書（2年間の有効期間あり）のコピー等を添付することにより、免除を申請する必要があります。

出願後、公認会計士・監査審査会において、試験科目の全部について免除されることが添付書類により確認された場合には、試験実施規則に基づき、出願者に対して「全科目免除証明書」を交付します。

なお、公認会計士登録の際には、日本公認会計士協会に対し、この「全科目免除証明書」を提出することになります。

11. 証明書の発行手続

公認会計士試験で免除を受ける場合は、お持ちの「短答式試験合格通知書」、「論文式試験一部科目免除資格通知書」、「免除通知書」等のコピーを受験願書に添付して出願する必要がありますが、これらの通知書は再発行できません。**紛失された方は**、発行申請書（P.24 **様式第2号** ～ **様式第5号**）に必要事項を記入の上、証明書発行申請を行って下さい。これにより発行された**各種「証明書」のコピーを受験願書に添付し、出願して下さい。**

申請書送付先	公認会計士・監査審査会事務局総務試験室試験担当係 〒100-8905 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎7号館 (03-5251-7295)
提出方法	(1) 封筒の表に「免除（又は合格）証明書発行申請」と朱書きして下さい。 (2) 上記の封筒には、必ず次の返信用封筒を同封して下さい。 ・大きさは、おおむね12cm×23cm（長形3号） ・82円分の郵便切手を貼って下さい。なお、簡易書留等による郵送を希望する場合には、必要金額分の郵便切手を貼り、「簡易書留」等と明記して下さい。 ・あて先（申請者）の郵便番号・住所・氏名を明記して下さい。 原則、あて先は申請書に記載の現住所に限ります。 (3) 公認会計士・監査審査会事務局総務試験室試験担当係あてに郵送して下さい。
提出期限	証明書の発行申請は、随時受け付けています。 ただし、平成27年第Ⅱ回短答式試験に出願する場合には、 平成27年2月5日（木）までに申請の手続を行って下さい。
提出書類	(1) 申請書 ・「電話番号」欄には、日中連絡がとれる電話番号を記載して下さい。 (2) 本人確認できる書類（運転免許証等）をA4用紙にコピーしたもの ・申請書に記載した現住所・氏名・生年月日が確認できる書類を添付して下さい。

（注1）通知書をお持ちの方は、証明書の発行申請を行う必要はありません。

（注2）申請書に記入した氏名と免除を通知されたとき（又は合格されたとき）に交付された通知書（又は合格証書）と氏名が異なる場合は、氏名が変更になったことが確認できる戸籍抄本（コピー不可）を添付して下さい。

（注3）「免除証明書」は、公認会計士試験受験のために発行するものです。

12. 受験願書の記載例

(例) 短答式試験合格による短答式試験免除者で論文式試験の選択科目の経済学について一部科目免除資格取得による免除を受ける場合

(注) 詳細は、別途配付している受験願書の「記載例」(A3版)を確認して下さい。

平成27年 公認会計士試験受験願書 (第Ⅱ回短答式試験及び短答式試験免除者等用)		受 験 番 号 関 東 財 務 局 第 号 (記入しないこと。)	
収入印紙貼付 19,500円分(消印しないこと。) 		公認会計士・監査審査会会長 殿 平成27年 公認会計士試験(第Ⅱ回短答式試験)を受験したいので申込みます。 平成 27 年 2 月 14 日	
氏 名 ふりがな かいけい たろう 会 計 太 郎 治 明 昭和 63 年 9 月 17 日 平成 (昭和)	生 年 月 日 現住所 〒○○○-○○○○ 東京都千代田区霞が関○-○-○ ○○アパート101号 (TEL (自宅) 00-0000-0000) (携帯) 000-0000-0000	性 別 (改姓年月 年 月) (男)・女	
旧 姓 ふりがな 5,000円 4,000円 500円	性 別 (改姓年月 年 月) (男)・女	緊急連絡先 (上記の現住所欄の電話番号以外で緊急の場合等の連絡先(電話番号)を記入し、ない場合は「なし」を○で囲むこと。) (勤務先(連絡先)その他・なし) (TEL 000-000-0000)	
短答式試験免除申請 {全科目}について免除を申請します。 (上記の「全科目」又は「一部科目」のうち、該当する方を○で囲むこと。) 氏 名 会 計 太 郎		論文式試験免除申請 論文式試験の一部科目について免除を申請します。 (旧第2次試験合格者は、「短答式試験免除申請」欄には記入しないこと。ただし、論文式試験について免除を申請する場合は、「論文式試験免除申請」欄に氏名を記入すること。) 氏 名 会 計 太 郎	

(注) 受験願書等に記載等された個人情報、公認会計士試験の実施及び統計目的以外に使用しません。合格者の個人情報については、公認会計士となるための手帳における本人確認のために日本公認会計士協会及び内閣総理大臣の認定する実務補習団体等へ提供するほか、当局による意識調査のためのアンケートに使用することがあります。

受験整理表(別添記載例を参照して記入すること。)

年	① 受験局	受験番号	氏 名(カタカナ)	② 生年月日	③ 性別	④ 職業	⑤ 学 歴	⑥ 論文式試験 選択科目
27	012		カイケイ タロウ	363091710405	1	1	1	経営学 経済学 民法 統計学

(カタカナにより左詰めで書くこと。また、姓と名の間は1字あけ、濁点、半濁点は1字とすること。)

短答式試験 免除項目		論文式試験 免除項目	
⑦ 免除を受ける科目	免除要件	免除を受ける科目	免除要件
財務管理 会計論 1 1 1 1 1	0 5 0 5 0 5 0 5	会計学 監査論 企業法 租税法 経営学 経済学 民法 統計学 1 1 2	⑧ 免除要件

免除通知書番号等	
⑪ 旧第2次試験合格証明書番号(会計士補等)	⑫ 短答式試験合格通知書番号(平成25年試験以降合格)
⑬ 論文式試験一部科目免除資格通知書番号その1(平成25年試験分)	⑭ 論文式試験一部科目免除資格通知書番号その2(平成25年試験分)

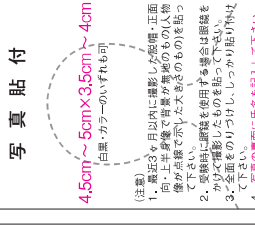
(⑪～⑭に該当する場合は免除通知書等のコピーの添付が必要です。)

平成27年公認会計士試験
(第Ⅱ回短答式試験及び短答式試験免除者等用)
受験願書(控)

受 験 番 号	
関 東	財 務 局 第 号 財 務 支 局 総 合 事 務 局
ふりがな	か い け い た ろ う
氏 名	会 計 太 郎
生年月日	明治・大正 63 年 9 月 17 日 性別 (男)・女
現 住 所	〒000-0000 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇 〇〇アパート101号 (TEL (自宅)00-0000-0000) (携帯)000-0000-0000
緊 急 連 絡 先	(上記の現住所欄の電話番号以外で緊急の場合等の連絡先(電話番号)を記入しない場合は「なし」を○で囲むこと。 (勤務先(○)自宅(●)その他(・)なし) (TEL 000-0000-0000)

論文式試験 選 択 科 目	経 営 学	経 済 学	民 法	統 計 学
		1		
短答式試験 免 除 科 目	財務会計論	管理会計論	監 査 論	企 業 法
	1	1	1	1
論文式試験 免 除 科 目	会 計 学	監 査 論	企 業 法	租 税 法
論文式試験 免 除 科 目	経 営 学	経 済 学	民 法	統 計 学
		1		

(免除科目に「1」を記入。受験整理表にも「1」を記入すること。)



(最近3ヶ月以内に撮影した写真を貼付すること。なお、受験願書(控)と写真票に貼付する写真は同一のものに限ります。)

1. 最近3ヶ月以内に撮影した写真(正面・半身像で背景が単色のもの)を貼付すること。なお、受験願書(控)と写真票に貼付する写真は同一のものに限ります。

2. 受験時に顔写真を使用する場合、受験票に貼付する写真と写真票に貼付する写真は同一のものに限ります。

3. 写真の裏面に氏名を記入して下す。

4. 写真の裏面に氏名を記入して下す。

平成27年公認会計士試験
(第Ⅱ回短答式試験及び短答式試験免除者等用)
写真票

受 験 番 号	
関 東	財 務 局 第 号 財 務 支 局 総 合 事 務 局
ふりがな	か い け い た ろ う
氏 名	会 計 太 郎
生年月日	明治・大正 63 年 9 月 17 日 性別 (男)・女

論文式試験 選 択 科 目	経 営 学	経 済 学	民 法	統 計 学
		1		
短答式試験 免 除 科 目	財務会計論	管理会計論	監 査 論	企 業 法
	1	1	1	1
論文式試験 免 除 科 目	会 計 学	監 査 論	企 業 法	租 税 法
論文式試験 免 除 科 目	経 営 学	経 済 学	民 法	統 計 学
		1		

(免除科目に「1」を記入。受験整理表にも「1」を記入すること。)



(最近3ヶ月以内に撮影した写真を貼付すること。なお、受験願書(控)と写真票に貼付する写真は同一のものに限ります。)

1. 最近3ヶ月以内に撮影した写真(正面・半身像で背景が単色のもの)を貼付すること。なお、受験願書(控)と写真票に貼付する写真は同一のものに限ります。

2. 受験時に顔写真を使用する場合、受験票に貼付する写真と写真票に貼付する写真は同一のものに限ります。

3. 写真の裏面に氏名を記入して下す。

4. 写真の裏面に氏名を記入して下す。

平成27年公認会計士試験
(第Ⅱ回短答式試験及び短答式試験免除者等用)
受験票

受 験 番 号	
関 東	財 務 局 第 号 財 務 支 局 総 合 事 務 局
ふりがな	か い け い た ろ う
氏 名	会 計 太 郎

(注1)裏面に受験票送付先の「住所・氏名」を必ず記入すること。
(正しく記載されていない場合には受験票が届かないことがあるので、十分注意すること。)

(注2)裏面に受験に当たっての[注意事項]を記載しているので、必ず確認すること。

(注3)試験問題の配付、本人確認及び注意事項等の説明を行うので、下記の[着席時刻]までに必ず着席すること。

(注4)論文式試験受験時にも、本票が必要になります。

論文式試験 選 択 科 目	経 営 学	経 済 学	民 法	統 計 学
		1		
短答式試験 免 除 科 目	財務会計論	管理会計論	監 査 論	企 業 法
	1	1	1	1
論文式試験 免 除 科 目	会 計 学	監 査 論	企 業 法	租 税 法
論文式試験 免 除 科 目	経 営 学	経 済 学	民 法	統 計 学
		1		

(免除科目に「1」を記入。受験整理表にも「1」を記入すること。)

【 試 験 日 程 】				
○第Ⅱ回短答式試験 (試験科目) 平成27年5月24日(日)	(着席時刻) 9:10 11:10 13:40 15:40	(試験時間) 9:30~10:30 11:30~12:30 14:00~15:00 16:00~18:00	(試験科目) 企 業 法 管理会計論 監 査 論 財務会計論	(合格発表予定日 平成27年6月19日(金))
○論文式試験 (試験科目) 平成27年8月21日(金)	(着席時刻) 14:10 16:10 18:10 20:10	(試験時間) 10:30~12:30 14:30~16:30 18:30~20:30 22:30~00:30	(試験科目) 監 査 論 租 税 法 会 計 学 企 業 法 選 択 科 目	(合格発表予定日 平成27年11月13日(金))

切り離さないで下さい。

切り離さないで下さい。

13. 受験願書提出用封筒の記載例

必ず郵便局の
窓口で簡易書留
(又は書留)扱い
とすること。
期限厳守(締
切日の消印有効)



《願書受付期間》
平成27年2月6日(金)
～
平成27年2月20日(金)

簡易書留

折り曲げ厳禁

公認会計士試験
受験願書在中

東京都試験地とする受験者の提出先はこちらになります
(受験願書提出用封筒にすでに記載されています。)
〒一七〇一八六九一
日本郵便株式会社 東京豊島郵便局私書箱一四号
公認会計士試験関東事務局 御中

財務局 理財課 御中

●
○県▲△市■
○丁目△番□号

《差出人記入欄》〒〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇

〇〇アパート101号

氏 名 会計 太郎

試験区分

1. 短答式試験

- A 受験する場合 ① 一般(②・③以外の者)
② 会計専門職大学院修了見込者(平成27年3月に修了見込の者)
③ 会計専門職大学院修了者
B 受験しない場合 ④ 短答式試験(全科目)免除者(⑤以外の者)
⑤ 旧第2次試験合格者

2. 論文式試験(選択科目) ① 経営学 ② 経済学 ③ 民法 ④ 統計学

(論文式試験免除申請科目) ① 有 ② 無

(上記の各項目について、該当するものをそれぞれ○で囲むこと。)

注意事項をよく読み、全ての
項目を再度確認して下さい。

郵送前の注意事項

- 受験願書を提出する前に、以下の事項を再度確認し、□にチェックして下さい。
- 記入漏れがないこと。(「受験票」の裏面にも住所等を記入して下さい。)
- 収入印紙19,500円分の貼付
- 写真の貼付(2箇所)
- 受験票返信用封筒(82円分の郵便切手貼付)を同封していること。
- 免除科目がある場合等は、添付書類を同封していること。
- 上記の「差出人記入欄」を記入願います。

郵送時の注意事項

- 必ず郵便局の窓口で簡易書留(又は書留)扱いにして発送して下さい。
- 郵送の際、消印の日付が受験願書受付期間内であることを必ず確認して下さい。

14. 各種様式

ここに掲載している様式は、公認会計士・監査審査会ウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/cpaaoib/index.html>）からダウンロードできます。

様式第1号（日本工業規格A4）

公認会計士試験免除申請書

平成 年 月 日

公認会計士・監査審査会会長 殿

住 所 〒

ふりがな
氏 名
生年月日 年 月 日
(※) 電話番号

公認会計士試験について、下記のとおり試験の免除を申請します。

記

1. 公認会計士法第9条第1項の規定に基づき、短答式による試験の全部免除を受けることの有無
2. 公認会計士法第9条第2項の規定に基づき、短答式による試験のうち免除を受けようとする試験科目
3. 公認会計士法第10条第1項の規定に基づき、論文式による試験のうち免除を受けようとする試験科目

(添付書類)
上記1については、短答式による試験の全部免除を受ける資格を有することを証する書面

上記2及び3については、当該科目の試験の免除を受ける資格を有することを証する書面

(記載例)・・・税理士となる資格を有する者の場合
公認会計士試験免除申請書

平成XX年XX月XX日

公認会計士・監査審査会会長 殿

住 所 〒105-XXXX
東京都港区虎ノ門 2-2-1
ふりがな かいけいたろう
氏 名 会計 太郎
生年月日 平成X年XX月XX日
(※) 電話番号 090-XXXX-XXXX

公認会計士試験について、下記のとおり試験の免除を申請します。

記

1. 公認会計士法第9条第1項の規定に基づき、短答式による試験の全部免除を受けることの有無 無
2. 公認会計士法第9条第2項の規定に基づき、短答式による試験のうち免除を受けようとする試験科目 財務会計論
3. 公認会計士法第10条第1項の規定に基づき、論文式による試験のうち免除を受けようとする試験科目 租税法

(添付書類)
上記1については、短答式による試験の全部免除を受ける資格を有することを証する書面
該当なし

上記2及び3については、当該科目の試験の免除を受ける資格を有することを証する書面
登録事項証明書及び合格証書(写)

【旧司法試験第二次試験合格者用】
公認会計士試験免除申請書

平成 年 月 日

公認会計士・監査審査会会長 殿

住 所 〒

ふりがな
氏 名
生年月日 年 月 日
(※) 電話番号

公認会計士試験について、下記のとおり試験の免除を申請します。

記

1. 公認会計士法の一部を改正する法律(平成15年法律第67号)附則第6条の規定に基づき、短答式による試験の全部免除を受けることの有無
2. 公認会計士法の一部を改正する法律(平成15年法律第67号)附則第6条の規定に基づき、論文式による試験のうち免除を受けようとする試験科目

(添付書類)
上記1については、短答式による試験の全部免除を受ける資格を有することを証する書面

上記2については、当該科目の試験の免除を受ける資格を有することを証する書面

(記載例)・・・旧司法試験第二次試験合格者の場合
公認会計士試験免除申請書

平成XX年XX月XX日

公認会計士・監査審査会会長 殿

住 所 〒105-XXXX
東京都港区虎ノ門 2-2-1
ふりがな かいけいたろう
氏 名 会計 太郎
生年月日 平成X年XX月XX日
(※) 電話番号 090-XXXX-XXXX

公認会計士試験について、下記のとおり試験の免除を申請します。

記

1. 公認会計士法の一部を改正する法律(平成15年法律第67号)附則第6条の規定に基づき、短答式による試験の全部免除を受けることの有無 有
2. 公認会計士法の一部を改正する法律(平成15年法律第67号)附則第6条の規定に基づき、論文式による試験のうち免除を受けようとする試験科目 企業法、民法

(添付書類)
上記1については、短答式による試験の全部免除を受ける資格を有することを証する書面
法務省発行の司法試験第二次試験合格証明書

上記2については、当該科目の試験の免除を受ける資格を有することを証する書面
法務省発行の司法試験第二次試験合格証明書

(注1) 記載方法や添付書類等に関して不明な事項については、公認会計士・監査審査会事務局総務試験室試験担当係に照会して下さい。

(注2) 提出方法等は、P.13 **9. 試験免除の申請手続**を参照して下さい。

(※)「電話番号」は、日中に必ず連絡が取れる電話番号を記入して下さい。

様式第2号 (日本工業規格A4)

免除証明書発行申請書

平成 年 月 日

公認会計士・監査審査会会長 殿

〒
現住所

ふりがな
氏名
(旧姓)

生年月日 年 月 日

(※) 電話番号

公認会計士試験受験のため必要につき、公認会計士試験の下記の試験科目について免除を受けたことを証明願います。

記

【短答式試験】

【論文式試験】

様式第3号 (日本工業規格A4)

短答式試験合格証明書発行申請書

平成 年 月 日

公認会計士・監査審査会会長 殿

〒
現住所

ふりがな
氏名
(旧姓)

生年月日 年 月 日

(※) 電話番号

_____のため必要につき、_____年公認会計士試験短答式試験に合格したことを証明願います。

様式第4号 (日本工業規格A4)

論文式試験一部科目免除資格証明書発行申請書

平成 年 月 日

公認会計士・監査審査会会長 殿

〒
現住所

ふりがな
氏名
(旧姓)

生年月日 年 月 日

(※) 電話番号

_____のため必要につき、平成_____年公認会計士試験論文式試験において、公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た試験科目について証明願います。

様式第5号 (日本工業規格A4)

[平成17年試験以前の第2次試験合格者用]

合格証明書発行申請書

平成 年 月 日

公認会計士・監査審査会会長 殿

〒
現住所

ふりがな
氏名
(旧姓)

生年月日 年 月 日

(※) 電話番号

_____のため必要につき、_____年公認会計士試験第2次試験に合格したことを証明願います。

- (注1) 様式第2号、様式第3号、様式第4号及び様式第5号に係る免除証明書及び合格証明書の発行申請の提出方法（郵送に限ります。）
- ① 封筒の表に「免除（又は合格）証明書発行申請」と朱書きして下さい。
 - ② 上記の封筒には、必ず次のものを同封して下さい。
 - イ 申請書
 - ロ 本人確認ができる書類（運転免許証等）をA4用紙にコピーしたもの
 - ・申請書に記載した現住所・氏名・生年月日が確認できる書類を添付して下さい。
 - ハ 返信用封筒
 - ・返信用封筒の大きさ 長形3号（23cm×12cm）
 - ・あて先（申請者）の郵便番号・住所・氏名を明記して下さい。
原則、あて先は申請書に記載の現住所に限ります。
 - ・82円分の郵便切手を貼って下さい。なお、簡易書留等による郵送を希望する場合には、必要金額分の郵便切手を貼り、「簡易書留」等と明記して下さい。
 - ③ 「公認会計士・監査審査会事務局総務試験室試験担当係」あてに郵送して下さい。
 - ・（郵送先）〒100-8905 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
- (注2) 申請書に記入した氏名と免除を通知されたとき（又は合格されたとき）に交付された通知書（又は合格証書）に記載された氏名が異なる場合は、氏名が変更になったことが確認できる戸籍抄本（コピー不可）を添付して下さい。
- (※)「電話番号」は、日中に必ず連絡が取れる電話番号を記入して下さい。

様式第6号（日本工業規格A4）

住 所 等 変 更 届 出 書

平成 年 月 日

試 験 年 平成 年試験

受 験 局

受験番号

ふりがな
氏 名

生年月日 年 月 日

【変更事項】

変 更 (予定) 年 月 日	変 更 後 (変更のないものは 「変更なし」と記入)	変 更 前 (全て記入)
平成 年 月 日	①郵便番号 〒 ②住所 ③氏名 ④連絡先	①郵便番号 〒 ②住所 ③氏名 ④連絡先

(注1) 全ての項目を必ず記入して下さい。(「変更後」の欄で変更のないものは、「変更なし」と記入して下さい。)

(注2) 氏名変更の場合は、氏名を変更したことが確認できる戸籍抄本(コピー不可)を添付して下さい。

(注3) 住所を変更する場合は、必ず郵便局に転居届を提出して下さい。

(注1) 提出方法等は、P.9 5. 出願後の受験願書記載事項の変更を参照して下さい。



公認会計士・監査審査会

Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board

公認会計士・監査審査会又は各財務局等のウェブサイトにも公認会計士試験に関する最新情報やQ & Aを掲載しています。試験に関する情報について、まずはこれらウェブサイトをご確認の上、ご不明な点等については、下記にお問い合わせ下さい。

ただし、試験問題、解答、得点に関する照会には応じられません。また、受験願書の請求・提出、受験票の発送については、受験を希望する試験地を管轄する財務局理財課等(試験地が東京都の場合は、公認会計士試験関東事務局)にお問い合わせ下さい(P.11 **7. 試験地、受験願書配付場所・提出先** 参照)。

公認会計士・監査審査会ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/cpaaob/index.html>

お問い合わせ先

公認会計士・監査審査会事務局総務試験室試験担当係

〒100-8905 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

TEL 03-5251-7295